令和７年度 定例監査結果報告書

（令和８年３月）

宍 粟 市 監 査 委 員

目　　次

第１　監査の対象 …… 1

第２　監査の期間 …… 1

第３　監査の方法 …… 1

第４　監査の結果 …… 2

【部局共通】 …… 2

1. 公金の収納事務について …… 2

2. 補助金交付事務について …… 2

3. 業務委託契約事務について …… 2

4. 事業の予算執行について …… 2

【幼稚園、こども園】 …… 2

【小・中学校】 …… 2

【工事監査】 …… 3

第５　監査意見 …… 4

1. 公金の収納事務について …… 4

2. 未収金について …… 4

3. 補助金交付事務について …… 6

4. 契約事務について …… 6

5. 幼稚園、こども園について …… 7

6. 小・中学校について …… 7

7. 工事監査について …… 7

8. その他 …… 7

≪個別指摘事項≫

【 総 務 部 】 …… 8

【 市 民 生 活 部 】 …… 8

【 健 康 福 祉 部 】 …… 8

【 教 育 部 】 …… 9

【 波 賀 市 民 局 】 …… 10

≪参 考≫

令和７年度定例監査対象事務事業 …… 11

工事別監査結果 …… 13

令和７年度 定例監査結果報告書

第１　監査の対象

1. こども園（はりま一宮・一宮北）
2. 幼稚園（波賀）
3. 小学校（はりま一宮・一宮北・波賀・千種）
4. 中学校（一宮南・一宮北・波賀・千種）
5. 総務部（総務課・財務課・広報情報課）
6. 市民生活部（まちづくり推進課・学遊館・市民課・税務課・生活衛生課・人権推進課）
7. 健康福祉部（社会福祉課・高年福祉課・障がい福祉課・保健福祉課・福祉相談課・子育て支援課・訪問看護ステーション）
8. 教育部（教育総務課・学校教育課・こども未来課・施設整備課・社会教育文化財課・宍粟市歴史資料館・宍粟市立図書館・山崎学校給食センター・一宮波賀学校給食センター・ちくさ学校給食センター）
9. 波賀市民局（まちづくり推進課・波賀保健福祉課・波賀診療所・波賀産業振興係（北部事務所）・波賀地域振興係（北部事務所））
10. 工事監査（総合病院新病院整備室・建設部建設課・住宅土地政策課・教育部施設整備課）

第２　監査の期間

令和７年10月28日～令和８年２月12日

・前期：こども園、幼稚園、小学校、中学校、教育部出先機関（学校給食センター、宍粟市立図書館、宍粟市歴史資料館）、市民生活部出先機関（学遊館）（令和７年10月28日～11月18日）

・後期：本庁、波賀市民局、工事監査（令和８年１月23日～２月12日）

第３　監査の方法

監査の対象における財務の執行及び事務事業の執行が関係法令等に基づき適正に行われているか、また事務事業についての効率性、経済性、有効性を主眼に監査を実施した。

監査にあたっては、令和７年度主要事業を基本に一部を抽出し、監査対象部局等に提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに書類の審査及び対象の施設並びに工事の実地調査を行った。工事監査においては、協同組合 総合技術士連合へ技術士の派遣を依頼し、技術上の意見を参考として取り入れた。

第４　監査の結果

監査の結果は、概ね適正に執行されているものと認めた。

【部局共通】

1. 公金の収納事務について

公金の収納事務について、会計規則等に基づき適正に行われているか関係書類を調査するとともに職員に説明を求めたところ、一部の部局において直接収納した現金を長期間にわたり、金庫に保管したのちに収納事務をしていたことが見受けられたが、その他の部局については、概ね、即日及び翌日に収納されており、出先機関及び少額なものについても、規則に定める期日内に収納されていることを確認した。

2. 補助金交付事務について

監査対象部局が所管する補助金交付事務の一部を抽出し、補助金交付要綱等に基づき適正に行われているか、また、補助金が目的を達成するため効果的、効率的に活用されているか、社会経済情勢や市民ニーズに対応しているかについて、関係書類を調査するとともに職員に説明を求めたところ、概ね適正に処理されていた。

3. 業務委託契約事務について

監査対象部局が所管する業務委託契約事務の一部を抽出し、契約規則等に基づき適正に行われているかについて、関係書類を調査するとともに職員に説明を求めたところ、法改正に伴うシステムの改修及び保守点検業務について、１社見積徴取による随意契約が見受けられたが、契約関係書類にかかる不備は見受けられなかった。

4. 事業の予算執行について

監査対象部局が所管する各種事業の予算執行状況を確認したところ、工事、業務委託等において、事業完了後の一括支払いとなり、執行率が低くなる事業もあるが、概ね予定どおり執行されていた。

安全・安心なまちづくりなど、市民生活に直結する事務事業については、優先的に執行するなど可能な限り早期の執行を心がけるとともに、より効果的かつ効果的な予算執行とされたい。

【幼稚園、こども園】

幼稚園、こども園の管理運営について、当該管理規則等に基づき適正に行われているか、関係書類及び諸帳簿を調査するとともに職員に説明を求めたところ、概ね適正に処理されていた。

【小・中学校】

①　学校の文書取扱事務について、学校文書取扱規程等に基づき適正に行われている

か、関係書類を調査するとともに職員に説明を求めたところ、概ね適正に処理されているものと認められた。

② 学校の施設等管理事務について、関係書類を調査するとともに職員に説明を求め、さらに実地調査したところ、施設の貸出許可手続き及び使用後の損傷等の確認、備品の購入及び廃棄等による備品台帳整理の管理など、概ね適正に管理されているものと認められた。理科実験用薬品の管理について、長期間使用していない薬品や学習指導要領の改訂により不要となった薬品については、定期的に教育部施設整備課において廃棄が行われている。また、今回の監査対象となった小・中学校とも宍粟警察署による現地確認が年１回実施されており、現有する薬品の保管状況も適切であった。

③ 学校の現金等出納事務について、関係書類及び諸帳簿を調査するとともに職員に説明を求めたところ、概ね適正に処理されているものと認められた。

④ 学校における補助事業関係事務、その他関係事務について、関係書類及び諸帳簿を調査するとともに職員に説明を求めたところ、概ね適正に処理されているものと認められた。

【工事監査】

契約済工事の中から書類審査４件、実地調査５件を抽出し、関係事務処理及び工事の施工が契約規則及び工事検査規程等に基づき適正に行われているか、さらに、工事監査の強化を図るため技術士の派遣を依頼し、技術上の意見も取り入れた。工事担当責任者立会いのもと書類審査及び現地調査を行ったところ、いずれの工事についても適正に施工されているものと認められた。

書類審査した工事

番号	部局名	課　名	工　事　名	請負金額（円）
1	教　育　部	施設整備課	蔦沢小学校プールサイド床下修繕工事	4,191,000
2	波賀市民局	まちづくり推進課	市民センター波賀解体撤去工事	23,064,685
3	波賀市民局	まちづくり推進課	有賀鉱山簡易坑廃水処理施設維持修繕	660,000
4	波賀市民局	波賀地域振興係	市道河東線舗装修繕工事	10,349,900

※ 請負金額等については監査時のものであり、現行と相違する場合があります。

実地調査した工事

番号	部局名	課　名	工　事　名	請負金額（円）
1	総合病院	新病院整備室	宍粟市新病院整備工事	15,987,180,000

2	建　設　部	建　　設　　課	市道山田下広瀬線道路改良工事	86,190,500
3	建　設　部	住宅土地政策課	かみかわ緑地公園多目的広場整備工事	10,219,000
4	教　育　部	施 設 整 備 課	一宮南中学校他屋内運動場空調設備設置工事	113,300,000
5	建　設　部	住宅土地政策課	市営ナゴキ団地長寿命化改善工事（Ⅰ期）	87,450,000

※ 請負金額等については監査時のものであり、現行と相違する場合があります。

※ 実地調査した工事については、別途「工事別監査結果」を添付しています。

第５　監査意見

監査を実施した範囲においては、概ね法令等に準拠しており適正であると認められた。しかしながら、事務処理や書類整理等の一部において改善及び検討を要する事例が認められたので、内容を精査しそれぞれ必要な措置を講じるなど、今後の業務全般に万全を期されたい。

指摘事項等の主なものについては以下のとおりである。なお、軽易なものについては監査当日口頭で留意改善を求めた。

1．公金の収納事務について

公金の収納事務について、会計規則第76条により直接収納された現金は原則即日又は翌日に納入することとされ、収納金額が５万円未満の場合は、金融機関の休業日を除いた５日以内に取りまとめて納入できることと規定されている。

今回、一部の部局において、即納書により収納した施設使用料等の現金を会計規則第76条で定める期限を大幅に越える不適切な収納事務が常態化していたことが見受けられ、会計管理者に提出する公金等管理状況報告書において、虚偽の報告がなされていた。公金の取り扱い・事務の適正処理については、令和７年７月４日付、綱紀粛正（市長通知）においても通知されており、法令、通知等に基づいた適正かつ公正な処理を行うことは、職員としての当然の責務である。必ず複数人でのチェックやチェック方法のマニュアル化を行うなど、今後、誤りが起こらないように努め、また、管理・監督職にある職員は、その事務処理状況が法令等に適合して執行されているか定期的に点検するなど、組織的な再発防止に取り組まれられたい。

2．未収金について

今回監査対象とした部局の主な未収金の状況は下表のとおりで、市民税等の滞納状況については、佐用町と市町間併任協定により財産調査の強化を図っており、金融機関の預金調査電子システムにより財産調査件数の実績が増となっている。市民の納税意識の啓発を図り不公平感をなくすよう、さらなる徴収強化に努められたい。

今回の監査対象外ではあるが、建設部住宅土地政策課において、市営住宅使用料（家賃）の滞納について、これまで再三にわたり、債務者に督促等を実施してきたが、これに応じなかったため、市営住宅の明け渡し及び当該滞納使用料の支払いを求め、法令等に則り訴えを提起している。市民税等の滞納についても、引

き続き滞納処分の根拠法令、条例の解釈、判例及び宍粟市債権管理マニュアル等により粘り強く徴収業務に努められたい。

主な未収金の状況（11月末現在）　　単位（円・%）

部局名	課　名	名　称	調定額	収入済額	未収額	収納率
市民生活部	市民課	生業資金貸付金（滞納分）	426,180	80,000	346,180	18.77
		住宅改修資金貸付金（滞納分）	2,646,726	0	2,646,726	0.00
		住宅建設資金貸付金（滞納分）	30,743,837	5,650,881	25,092,956	18.38
		後期高齢者医療特別徴収保険料（現年分）	363,699,456	240,496,797	123,202,659	66.13
		後期高齢者医療普通徴収保険料（現年分）	182,089,876	100,826,199	81,263,677	55.37
		後期高齢者医療普通徴収保険料（滞納分）	5,055,293	839,480	4,215,813	16.61
	税務課	市民税（個人）（現年分）	1,628,792,238	1,039,028,800	589,763,438	63.79
		市民税（個人）（滞納分）	52,199,614	7,658,749	44,540,865	14.67
		市民税（法人）（現年分）	153,859,700	139,918,500	13,941,200	90.94
		市民税（法人）（滞納分）	2,137,178	407,100	1,730,078	19.05
		固定資産税（都市計画税含）（現年分）	2,113,893,982	1,487,617,296	626,276,686	70.37
		固定資産税（都市計画税含）（滞納分）	129,971,104	13,028,331	116,942,773	10.02
		軽自動車税種別割（現年分）	150,531,300	147,544,300	2,987,000	98.02
		軽自動車税種別割（滞納分）	6,480,055	832,990	5,647,065	12.85
		たばこ税（現年分）	157,617,629	136,980,500	20,637,129	86.91
		国民健康保険税（現年分）	850,500,900	409,921,608	440,579,292	48.20
		国民健康保険税（滞納分）	168,598,558	20,489,863	148,108,695	12.15
健康福祉部	社会福祉課	生活保護費返還金（現年分）	872,513	466,552	405,961	53.47
		生活保護費返還金（滞納分）	891,056	142,900	748,156	16.04
	高年福祉課	介護保険料（現年分）	1,027,525,400	676,687,800	350,837,600	65.86
		介護保険料（滞納分）	8,700,800	814,700	7,886,100	9.36
教育部	教育総務課	波賀町奨学金（滞納分）	125,000	16,000	109,000	12.80
	こども未来課	保育所保育料（現年分）	13,317,150	11,022,300	2,294,850	82.77
		保育所保育料（滞納分）	2,138,670	110,100	2,028,570	5.15
		認定こども園保育料（現年分）	7,658,550	6,565,000	1,093,550	85.72
		認定こども園保育料（滞納分）	103,200	0	103,200	0.00
		保育所給食費負担金(3～5歳児)	102,000	85,500	16,500	83.82

教育部	こども未来課	こども園給食費負担金(3～5歳児)	1,460,400	1,262,300	198,100	86.44
		学童・預かり保育保護者負担金（現年分）	20,373,870	18,017,970	2,355,900	88.44
		学童・預かり保育保護者負担金（滞納分）	128,200	63,600	64,600	49.61
	学校給食センター	給食費（現年分）	116,589,475	43,640,210	72,949,265	37.43
		給食費（滞納分）	3,482,055	304,500	3,177,555	8.74
建設部	北部事務所（波賀地域振興係）	市営住宅使用料（現年分）	4,103,387	3,587,287	516,100	87.42
		水道料金（現年分）	54,170,088	47,365,612	6,804,476	87.44
		水道料金（滞納分）	7,373,091	6,644,066	729,025	90.11
		下水道料金 特環（現年分）	28,492,640	24,536,087	3,956,553	86.11
		下水道料金 特環（滞納分）	4,700,258	3,851,323	848,935	81.94

3．補助金交付事務について

補助金は、地方自治法第232条の２に規定され、公益性が認められる事業や活動に対して、その促進や奨励を図るための財政的な支援として補助を行うことにより、政策目的を効果的に実現するという重要な役割を持っており、各種補助事業に係る補助金の交付目的、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び事務手続きについては、補助金等交付規則並びに補助金交付要綱に定められている。

一方で補助金として一旦制度化されると、その性質上、成果や効果が見えづらく、長期化・固定化しやすい傾向がある。補助金についても、スクラップ＆ビルド等の運用を徹底し、令和６年３月に改訂された宍粟市補助金の交付に関する運用基準により、補助制度の制定・改廃等の運用を図るとともに、既存の補助金についても整理合理化を図られたい。

また、補助金交付事務を遂行するにあたり、「適正に処理できているか。」「補助事業の目的にあった事業展開がされているか。」等について、申請者に対して丁寧に指導するとともに、適切に管理、執行されたかのチェック体制の強化に引き続き努められたい。

4．契約事務について

今回監査対象とした事務事業の業務委託及び工事請負契約に係る事務手続きについては、契約規則並びに各契約書に基づき、概ね適正に執行されていた。

各種契約については、事業伺、設計審査、工法等調整会議、入札審査会等を経て適正に入札執行されているが、工事請負契約においては、令和７年４月１日付、副市長通知「公共工事の早期発注について」にあるように、標準工期を確保し年度末に工事完成時期の集中を避けるために、早期執行のための目標設定、債務負担行為の活用、柔軟な工期の設定や積算の前倒しをするなど、工事の平準化に向けた取り組みに努められたい。

令和６年度定例監査において指摘した、解体工事におけるアスベスト対策につい

ては、工事チェックリスト（土木）の様式を見直しており、解体工事における監督職員の注意点、解体工事法令届出チェック、石綿の除去工事に係るリスクコミュニケーション報告の３点のチェックリストを追加している。受注者への監督体制の強化に努め、住民に不安感や不信感を与えることがないよう、丁寧な地元説明会を開催するとともに、契約規則並びに各契約書に基づき適正に執行されたい。

また、情報管理に伴う保守業務の多くが随意契約となっている。機器や業務の特殊性等により致し方がないが、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進アドバイザー業務による専門のコンサルタントから適切なアドバイスを受けるなど、従来から指摘しているとおり、経費の節減と業務内容の把握に努められたい。

5. 幼稚園、こども園について

年休取得数が少ない職員が見受けられる。労働基準法で定められている年５日の有給休暇取得義務だけでなく、体調管理の面からも適度な年休取得に努められたい。

波賀幼稚園において、令和５年度よりはじまっている給食提供は保護者アンケートでも好評である。幼児教育施設として教育内容の充実を図るとともに市内の保護者に広く周知を行い、少子化が急速に進む現状ではあるが、園児の確保に努められたい。

6. 小、中学校について

学校の文書取扱事務について、学校文書取扱規程等に基づき適正に処理されていると認められる。

理科実験用薬品の管理について、現有する薬品の保管状況も適切であるが、リスク削減のため、年度末に薬品の現有確認をするなど、引き続き適切な整理・保管に努められたい。

7. 工事監査について

工事監査については、事務処理、書類整理状況を確認するとともに、現場において工事の施工状況を調査したところ、いずれの工事についても適正に実施されていた。やむを得ず次年度へ繰越事業となった工事箇所もあるが、工事施工中は、通行車両、近隣住民はもちろんのこと作業員の安全に留意しながら、完成まで期限厳守で契約条件及び設計書に基づき適正に施工されたい。

8. その他

工事監査の強化を図るため、令和元年度より専門的な資格を有する技術士による外部工事監査を年間１か所実施している。この外部工事監査は、関係事務処理及び工事の施工が適正に行われているかだけでなく、市の技術職員のスキルアップを図ることも目的としている。技術士から指摘・アドバイスを受けたことを監査対象となった担当課職員に留めるだけなく、市の技術職員の技能、知識の向上につなげる研修の一つとすることの検討をされたい。

個別指摘・要望事項

【総務部】

・公共施設予約システム導入により、令和８年４月から利用者がオンラインで24時間、公共施設の予約や空き状況の確認が可能となり、利用者の利便性向上が見込まれるが、予約システムの利用方法について混乱が生じないよう、市民への十分な周知及び説明をお願いしたい。

・全国的にメンタルヘルスの不調を訴える職員が、近年、増加傾向にあるように思われる。組織としてその対応に苦慮し、根本的な解決には相応の時間を要するものと理解しているが、メンタルヘルス対策として職員同士のコミュニケーションづくり、相談窓口の周知徹底、産業医との連携を図るなど職員個々の健康管理に努められたい。

【市民生活部】

・地域生活交通対策事業については、市民へのバス利用促進に取り組むとともにバス路線の精査を行い、自家用有償旅客運送など路線バス以外の移動手段を含めた、持続可能な地域生活交通対策事業の検討を引き続き行い、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備に努められたい。

・人口減少により地域活動の担い手も減少するなか、ますます多様化する地域課題に対応するため、従前の単位自治会を中心とした地域活動に加えて、多様な個人や団体等が参加する地域運営組織の育成に取り組み、お互いに支えあう協働のまちづくりに推進されたい。

・市税等については、公平で公正な賦課に努めるとともに、納付書によるコンビニ納付だけでなく、スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカードによる納付、地方税統一ＱＲコードによる電子納付など様々な納税環境について、市民への周知を図り、自主財源確保のため収納率の向上に努められたい。また、滞納者については納税相談、納付督励、財産調査等を粘り強く実施することにより、滞納整理業務の強化に努められたい。

・一般廃棄物（家庭ごみ及び資源物）収集運搬業務については、近年の燃料費や人件費の高騰により委託料の増額が想定される。収集区域の見直しやごみステーションの集約化を図り、経費の削減に努めるとともに市民、事業者及び市の協働により廃棄物削減とリサイクル活動の推進に取り組み、市民の環境への意識向上とごみの減量化対策を促進されたい。

【健康福祉部】

・生活困窮者自立支援事業については、総合的な仕事の相談窓口を一体的に運営するメリットを最大限に活かし、包括的な支援措置が講じられている。対象者の抱える課題は、離職、心身の不調、家族問題、ひきこもり、債務など多岐にわたり、安定的な自立支援につなげることが困難なケースも多いと推察されるが、引き続き、

個々の状況に応じた継続的な自立促進に努められたい。
・介護人材確保・定着対策事業について、介護サービス事業における人材不足を解消するため、さらなる推進が求められる。より効果的な人材確保と介護サービス基盤の構築を図り、持続的かつ安定的な介護サービスの提供に努められたい。
・外出支援サービス事業は、外出が困難な障がいのある人や高齢者に対して、外出しやすい環境の確保と社会参加の促進を図り、住み慣れた地域での自立した生活を支援するものである。適正な利用状況の点検を行うとともに、真にサービスを必要とする方が利用できるよう制度の周知にも努められたい。

【健康福祉部（波賀保健福祉課・波賀診療所）】
・人口減少の影響等もあり、波賀診療所の患者数は減少している。公立宍粟総合病院、一宮北診療所、千種診療所及び宍粟市訪問看護ステーションがより一体的に連携・協力し、地域医療の核としての役割を果たすことで、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努められたい。

【教育部】
・公立中学校のすべての部活動を地域展開する、宍粟市部活動地域展開推進方針が策定されたが、子どもたちの希望やニーズに応じた多様で豊かな地域クラブ活動となるよう、現在の本市における部活動の現状や地域展開に向けての様々な課題をひとつずつ整理し、本市の実情に応じた部活動地域展開の推進に努められたい。
・宍粟材活用児童生徒用学習机購入事業は、宍粟市産のスギ集成材を天板に使用し、地域材の利用促進・普及啓発だけでなく、環境教育の一助としても有効な事業であるが、小学校では６年間同じ学習机を使用することになるため、引き続き、天板の強度について検討・検証に努められたい。
・これまでも要望していた事項であるが、老朽化する市立図書館については、第２期宍粟市社会教育振興計画に基づき、市民の交流憩いの場として、市民のニーズに応える新たな機能を備えた図書館の施設整備計画策定に取り掛かられたい。

【教育部（学校給食センター）】
・急激な物価高騰により学校給食で使用する食材価格も上昇しており、安全で栄養バランスのとれた給食の質を安定的に維持するため、１年前倒しとなる令和８年度の学校給食費の改定はやむを得ないと考えるが、国の学校給食費の抜本的な負担軽減の動きを注視しながら、学校給食費の負担の考え方について、保護者への丁寧な説明と周知をお願いする。
・調理施設及び調理設備の老朽化が顕著になってきている。児童・生徒数の減少により給食調理数も年々減少してきており、施設の機能集積も含めた中長期的な設備の更新計画の検討をお願いしたい。

【教育部（歴史資料館）】

・消防計画で定めている消防訓練を三方出張所と連携をとりながら実施されたい。
・歴史民俗資料は貴重な文化財であり、収蔵品として保存しておくだけでなく、広く展示活用を検討いただきたい。

【波賀市民局】

・波賀市民協働センターはがてらすに波賀保健福祉課、波賀子育て支援センター、生涯学習事務所及び図書室等が集約され、旧市民センター波賀跡地には、新たに駐車場及びはがにこにこパークが整備された。就学前の子どもから高齢者までの幅広い年齢層の多くの市民の集える場所として、いよいよ本格的にスタートしたが、市民生活に必要な様々な機能が集積された生活圏の拠点施設として多くの市民に愛されることを期待する。

【北部事務所（波賀産業振興係・波賀地域振興係）】

・人口減少、少子高齢化、担い手不足と農業・農村を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とし農地を守るためにも、中山間地域直接支払事業や多面的機能支払交付金事業などの農業施策の推進とあわせて活動組織が市へ提出する事務手続きの簡略化をお願いする。

≪参　考≫

令和７年度定例監査対象事務事業

部局・課名	事　　業　　名
【総務部】	
広報情報課	施設予約管理システム管理事務事業
【市民生活部】	
まちづくり推進課	地域生活交通対策事業
税務課	滞納徴収事業
生活衛生課	リサイクル資源集団回収奨励事業 し尿汲み取り事業
人権推進課	人権教育推進事業 消費者教育・啓発推進事業
【健康福祉部】	
社会福祉課	生活困窮者自立支援事業 しそう物価高騰支援給付金事業（不足額給付）
高年福祉課	住宅改修支援事業 介護人材確保対策事業
障がい福祉課	地域活動支援センター事業 外出支援サービス事業
保健福祉課	がん検診事業
福祉相談課	高齢者通いの場づくり応援事業 認知症サポーター養成事業
子育て支援課	誕生祝記念品贈呈事業（ウッドスタート事業） 病児・病後児保育事業
訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	看護師特定行為研修受講事業
【教育部】	
教育総務課	奨学金支給事業
学校教育課	学校部活動の地域展開等に向けた環境整備のためのｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ配置事業 英語検定料補助事業
こども未来課	公立保育所運営事業
施設整備課	宍粟材活用児童生徒用学習机購入事業
社会教育文化財課	オンライン講座・オンラインリカレント講座 文化財保存活用地域計画等作成事業
【波賀市民局】	
まちづくり推進課	カヌーによる地域づくり事業 鉱山鉱害対策事業 波賀高齢者大学「かえで学園」事務事業

北部事務所 波賀産業振興係	中山間地域直接支払事業（交付金交付事業）
北部事務所 波賀地域振興係	市営住宅家賃算定・徴収事務
健康福祉部 波賀保健福祉課	子育て支援事業（波賀子育て支援センター）
健康福祉部 波賀診療所	国民健康保険診療所事業

※　その他、10、11月実施の学遊館（市民生活部）、幼稚園、こども園、小中学校、学校給食センター、市立図書館、歴史資料館（教育部）については、事務の状況のほか現金出納関係や施設の管理状況等について監査を実施した。

※　令和７年度定例監査は、事前に各部局より資料提出を求め、監査当日に所管課の説明を受け質疑応答の形式で実施した。

※　書類審査については、本庁部局においては監査前日に対象事業の書類提出を求め、予備監査を実施した。監査当日は進行状況により監査対象の一部を抽出し実施した。

工事別監査結果

監査委員	田中代表監査委員　田村監査委員
事 務 局	清水書記次長　藤原書記
説 明 員	【公立宍粟総合病院新病院整備室】 船曳部長　庄副課長
工 事 名	宍粟市新病院整備工事
工事箇所	宍粟市山崎町中比地　地内
入札方法	公募型プロポーザル及びコンストラクションマネジメント方式を採用した随意契約
請負業者	戸田・神名特定建設工事共同企業体
契約金額	15,987,180,000円
工　　期	令和７年７月３日　～　令和９年11月30日
工事概要	全体　敷地面積　39,548.42㎡　延床面積　17,388.89㎡ 新病院本体工事(鉄骨造　地上４階　建物高さ22.30m　延床面積16,793.34㎡) 院内保育所棟工事(木造　地上１階　延床面積230.21㎡) 他
監査内容	・午前中に設計図書、契約関係書類の確認、午後より現場の踏査、確認を行った。 ・特記仕様書に基づき書類の提出がされているか、材料等が発注されているか、有資格者が配置されているか確認を行った。 ・説明員より工事概要、施工状況、地元説明会の開催状況、工事車両（ダンプの土砂搬入）の安全対策、安全衛生管理体制について説明を受けた後、現場を踏査し、工事進捗状況等について確認を行った。
講　　評	監査の結果、工事関係書類の整備及び現場の施工状況については適正であり、留意、改善すべき点は見受けられない。

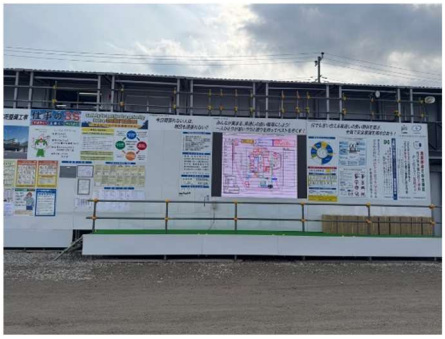

※ 契約金額、工期、内容、講評等については監査時のものであり、現行と相違する場合があります。

工事別監査結果

監査委員	田中代表監査委員　田村監査委員
事 務 局	清水書記次長　藤原書記
説 明 員	【建設部建設課】 春名課長　戸澤主査
工 事 名	市道山田下広瀬線道路改良工事
工事箇所	宍粟市山崎町山田 地内
入札方法	制限付一般競争入札
請負業者	株式会社　ハミング
契約金額	86,190,500円
工　　期	令和７年８月28日　～　令和８年３月25日
工事概要	土工　一式　　側溝工　L=397m 縁石工　L=329m　　舗装工　A=2,941㎡ 安全施設工　一式
監査内容	・午前中に設計図書、契約関係書類の確認、午後より現場の踏査、確認を行った。 ・特記仕様書に基づき書類の提出がされているか、材料等が発注されているか、有資格者が配置されているか確認を行った。 ・説明員より工事概要、施工状況の説明を受けた後、現場を踏査し、工事影響範囲の確認、地元説明会の開催状況、工事期間中の現場管理、供用開始時期等について確認を行った。
講　　評	監査の結果、工事関係書類の整備及び現場の施工状況については適正であり、留意、改善すべき点は見受けられない。

※ 契約金額、工期、内容、講評等については監査時のものであり、現行と相違する場合があります。

工事別監査結果

監査委員	田中代表監査委員　田村監査委員
事 務 局	清水書記次長　藤原書記
説 明 員	【建設部住宅土地対策課】小坂課長　石戸副課長　平岡係長
工 事 名	かみかわ緑地公園多目的広場整備工事
工事箇所	宍粟市山崎町岸田　地内
入札方法	制限付一般競争入札
請負業者	有限会社　山本工務店
契約金額	10,219,000円
工　　期	令和７年７月19日　～　令和７年12月５日
工事概要	アスファルト舗装　A＝350㎡　人工芝　A＝225㎡ 地先境界ブロック　L＝60m　現場打舗装止め　L＝91m PCフェンス(H=2.0m)　L=24m　PCフェンス(H=3.0m)　L=22m
監査内容	・午前中に設計図書、契約関係書類の確認、午後より現場の踏査、確認を行った。 ・特記仕様書に基づき書類の提出がされているか、材料等が発注されているか、有資格者が配置されているか確認を行った。 ・説明員より工事概要、施工状況の説明を受けた後、現場を踏査し、工事影響範囲の確認を行い、地元自治会との事前協議内容、人工芝スペースの利用状況、今後の多目的広場の維持管理方法等について確認を行った。
講　　評	監査の結果、工事関係書類の整備及び現場の施工状況については適正であり、留意、改善すべき点は見受けられない。

※ 契約金額、工期、内容、講評等については監査時のものであり、現行と相違する場合があります。

工事別監査結果

監査委員	田中代表監査委員　田村監査委員
事 務 局	清水書記次長　藤原書記
説 明 員	【教育部施設整備課】 大田課長
工 事 名	一宮南中学校他屋内運動場空調設備整備工事
工事箇所	宍粟市一宮町東市場　地内他
入札方法	制限付一般競争入札
請負業者	山崎建設建材　株式会社
契約金額	113,300,000円
工　　期	令和７年９月30日　～　令和８年３月27日
工事概要	一宮南中学校屋内運動場　空調機５台新設　窓遮熱工事 一宮北中学校屋内運動場　空調機５台新設　窓遮熱工事 波賀中学校屋内運動場　　空調機５台新設　窓遮熱工事 千種中学校屋内運動場　　空調機６台新設　窓遮熱工事
監査内容	・午前中に設計図書、契約関係書類の確認、午後より現場の踏査、確認を行った。 ・特記仕様書に基づき書類の提出がされているか、材料等が発注されているか、有資格者が配置されているか確認を行った。 ・説明員より工事概要、施工状況の説明を受けた後、現場を踏査し、工事影響範囲の確認を行い、工事期間中の現場管理（生徒）、ランニングコスト（電気代）等について確認を行った。
講　　評	監査の結果、工事関係書類の整備及び現場の施工状況については適正であり、留意、改善すべき点は見受けられませんでした。

※ 契約金額、工期、内容、講評等については監査時のものであり、現行と相違する場合があります。

工事別監査結果

監査委員	田中代表監査委員　田村監査委員
事 務 局	清水書記次長　藤原書記
説 明 員	【建設部住宅土地政策課】 小坂課長　平岡係長
工 事 名	市営ナゴキ団地長寿命化改善工事（Ｉ期）
工事箇所	宍粟市波賀町安賀 地内
入札方法	制限付一般競争入札
請負業者	八幡建設株式会社
契約金額	87,450,000円
工　　期	令和７年９月２日 ～ 令和９年２月１日
工事概要	構造　　長屋住宅　木造２階建（２棟４戸） 仕上げ等　　瓦葺、モルタル塗り・リシン吹付 住戸アプローチ用スロープ新設、外溝・住戸間フェンス新設及び更新
監査内容	本監査にあたっては、協同組合 総合技術士連合から技術士の派遣を受け、監査当日は事前に技術士により作成された工事技術調査計画書に従い、契約、計画、設計、施工について質疑応答を行った後に、現場の踏査、確認を行った。
講　　評	工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行ったところ、質疑に対する回答は必要かつ十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正事項や瑕疵は認められなく、問題ないものと判断する。 調査した事項のうち、注意、要望、検討を要する点については、以下のとおりである。 ①現場代理人が9つの管理職務を一人で兼務している体制について、市は「適正に管理できている」と評価しているが、実効性の客観的な証明（個別の記録整備）が重要である。 ②建築工事の慣例としての詳細内訳書の提出を求めておらず、今後、詳細内訳書の提出を求めることを推奨する。 ③事業の効果を確認するため、住民への補償費や断熱・遮音性能等について、住民の総合的な満足度調査を行い、今後のこの種の事業計画や設計に反映することが望まれる。

※ 契約金額、工期、内容、講評等については監査時のものであり、現行と相違する場合があります。